

「やまぐち電子申請サービス」がスタートします！

■やまぐち電子申請サービスとは？

市への申請・届出は、これまで窓口への持参または郵送等で行われていましたが、「やまぐち電子申請サービス」を利用すると、自宅や職場のパソコンから、インターネットを使っていつでも申請・届出の手続きを行うことができます。



■利用できる手続きは？

	手 続 名 称 (各 種 証 明 書)	担当課	担当係
1	住民票の写しの交付申請	市民課	戸籍住民係 (☎ 82-1140)
2	戸籍の附票の写しの交付申請		
3	印鑑登録証明書の交付申請		
4	市・県民税所得、課税証明書(個人用)の交付申請	税務課	市民税係 (☎ 82-1125)
5	市・県民税所得、課税証明書(世帯用)の交付申請		
6	納税証明書の交付申請(市・県民税、固定資産税、軽自動車税)		収納係 (☎ 82-1126)
7	納税(滞納がない)証明書の交付申請		
8	軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付申請		
9	固定資産(評価・公課)証明書の交付申請		固定資産税係 (☎ 82-1127)
	手 続 名 称 (各 種 届 出)	担当課	担当係
10	特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出	税務課	市民税係 (☎ 82-1125)
11	特別徴収に係る給与所得者異動届出(普通徴収から特別徴収への切替)		

※ 1～9:「予約」として申請を受け付けますので、**窓口で本人確認のできる書類が必要**です。

10・11: 特別徴収義務者が対象となる届出であり、電子署名が必要です。

(電子署名については、山口地方法務局(☎ 083-934-1717)までお問い合わせください。)

■利用開始はいつから？

平成18年3月1日から利用できます。

■利用するには？

山陽小野田市のホームページにアクセスし、右のボタンからサービスをご利用ください。(携帯電話からは利用できません。)

◎ホームページアドレス <http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>



■受け取り場所は？

市役所・総合事務所・南支所・埴生支所・公園通出張所・厚陽出張所の担当窓口で、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分の間に取り取ることができます。

なお、受け取りの際に必ず本人確認を行います。

■どんなメリットがあるの？

支所・出張所において、通常は発行していない証明書についても、このサービスの利用と本人確認により受け取り可能となります。

また、事前に申請書の審査が完了しているので、窓口での申請書記入が不要となり、迅速な受け渡しができます。

【問い合わせ先】 上記各担当係までお問い合わせください。